|  |  |
| --- | --- |
| 契約担当職員**記入例** | の決裁欄 |

入　 　 札 　　書

￥**〇〇，〇〇〇.－**（消費税及び地方消費税込み）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 分　　類 | 規　　格 | 種　　別 | 使用予定枚数（月） | 単位 | 単価(円・税抜) | 金　額 (円・税抜) |
| モノクロ・カラー併用機 | カラー低速機 | （別紙機種提案書のとおり） | モノクロ | 3,100 | 枚 | 〇.〇〇〇〇円 | 〇〇〇〇〇円 |
| カラー | 6,200 | 枚 | 〇.〇〇〇〇円 | 〇.〇〇〇〇円 |
| モノクロ専用機 | 中速機 | （別紙機種提案書のとおり） | モノクロ | 9,500 | 枚 | 〇.〇〇〇〇円 | 〇〇〇〇〇円 |
| ○　次の三つの額を合計した金額を記載すること。（複写機の搬入、搬出、設定に要する経費、賃借料金、保守及び消耗品代金、消費税及び地方消費税等をすべて含めた額）【カラー低速機】・　モノクロ複写に係る片面１枚当たりの単価に、モノクロ複写の１台・１か月当たりの平均使用予定枚数を乗じた額・　カラー複写に係る片面１枚当たりの単価に、カラー複写の１台・１か月当たりの平均使用予定枚数を乗じた額【中速機】　　・　モノクロ複写に係る片面1枚当たりの単価に、モノクロ複写の１台・１か月当たりの平均使用予定枚数を乗じた額○　金額は、１円未満は切り捨てること。 |  |  |  | ○【カラー低速機】モノクロ複写、カラー複写に係る片面１枚当たりの税抜単価をそれぞれ記載すること。〇【中速機】　モノクロ複写に係る片面１枚当たりの税抜単価を記載すること。○　単価は、円未満下５桁以下は切り捨てること。○　金額は、１円未満は切り捨てること。 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 借入期間 | 令和２年４月１日～令和７年９月30日 | 納入場所 | 入札説明書及び仕様書に記載のとおり | 債権者コード |  | － |  |
| 上記のとおり広島県契約規則及び広島県会計規則承諾のうえ入札します。広島県東京事務所長　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日入札参加資格登録における会社名、部署名、職位、代表者名を記入し、法人印と代表者印を押印する。（代理人の場合、会社名、部署名、職位、代表者名の他、代理人の部署名、代理人名を記入し、代理人の印を押印する。）住　　　所　氏　　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 機　関　名 |  | 備　考 |  |
| 契約（支出負担行為）年　月　日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 検査年月日及び検査者職氏名印令和　　 年　 　月 　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 立会者職氏名印　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 出納簿登記印 | 受領印 |
|  | 品目種別 |  |  |  |
| 契約方法 |  | 企業規模 |  | 要求番号 |  |  |  |  |  |  |  |

入札条件

１　入札しようとする者は、所定の入札書を所定の競争執行の場所及び日時までに提出しなければならない。県が必要と認めて入札をしようとする者に提出を求める書類の提出についても、また同様とする。

２　入札しようとする者は、入札書の記載事項について訂正し、挿入し、又は削除したときは、その箇所に印を押さなければならない。

３　入札者は、一旦提出した入札書を引き換え、若しくは変更し、又は当該入札書に係る入札を取り消すことはできない。

４　入札は単価契約の場合を除いて入札書の首標金額欄に記載する総額について落札を決定する。

５　次の各号の一に該当する場合は、その入札は無効とする。

(1)　入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2)　入札が取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。

(3)　契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。

(4)　入札者が２以上の入札をしたとき。

(5)　他人の代理を兼ね、又は２人以上を代理して入札をしたとき。

(6)　入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。

(7)　入札保証金の額が所定の額に満たないのに入札をしたとき。

(8)　入札書に記名押印のない入札又は必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

(9)　再度の入札をした場合においてその入札が１であるとき。

(10)　入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。

６　前記各事項のほかは、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）・広島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年広島県規則第99号）及び広島県会計規則（昭和39年広島県規則第29号）による。

禁止事項

１　入札執行中は、入札執行者が特に、必要と認めた場合を除くほか入札室の出入りを禁ずる。

２　入札執行中は、入札者の私語放言を禁ずる。

３　入札室には、入札に必要な者以外の入室を禁ずる。